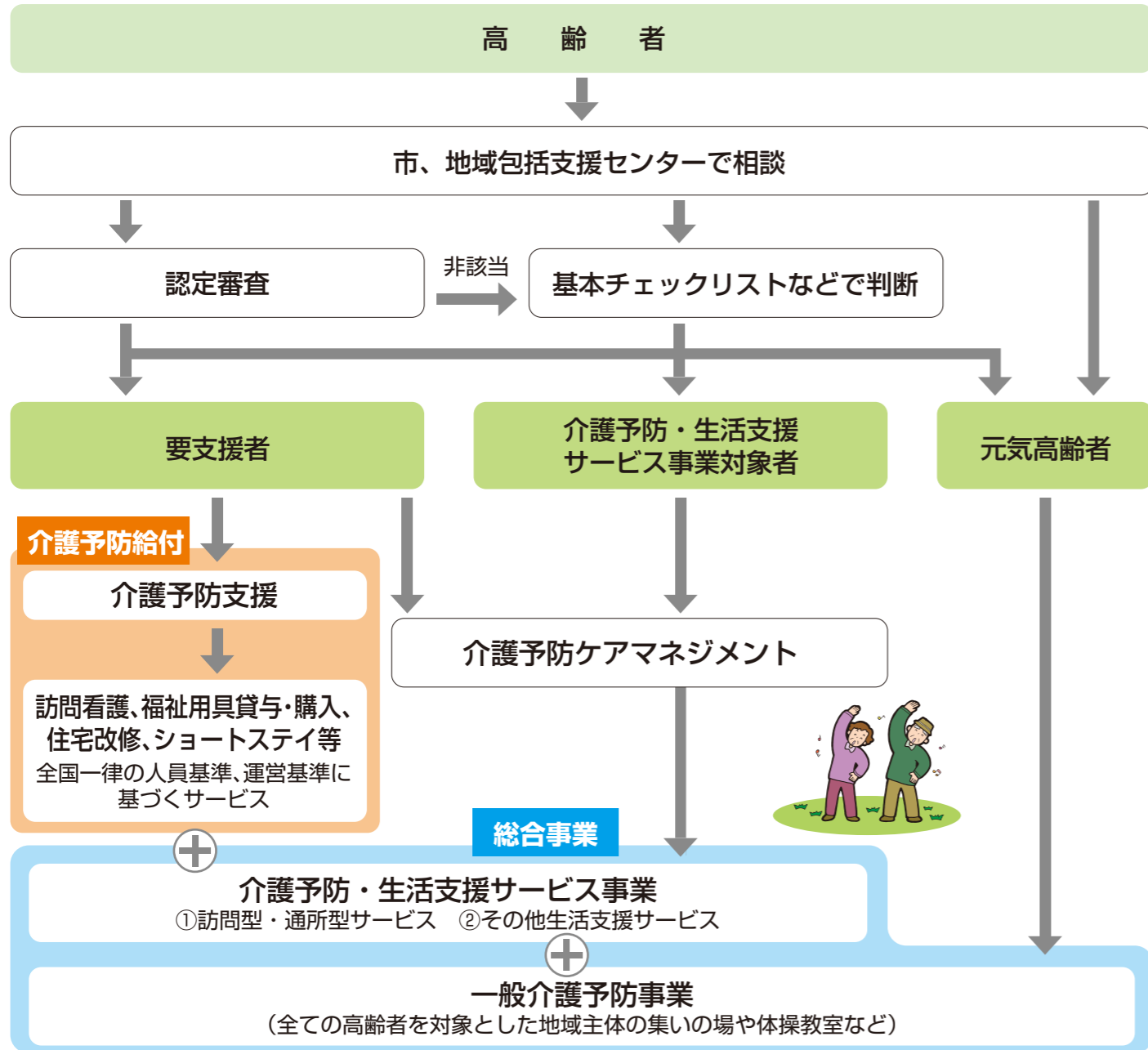


サービスの利用の流れ

サービスの利用にあたっては、基本チェックリストを実施するなどの手続きが必要です。地域包括支援センターでケアプランを作成していただき、サービスを利用することになります。



支え合いのまちづくりフォーラム

介護保険法の改正により、市町村ごとの創意工夫により幅広い支え合いの地域づくりを推進するため、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施します。新しい「総合事業」では、地域住民の皆さんによる高齢者の介護予防や生活支援の自主的な取組を応援します。本フォーラムでは、これまでの宜野湾市の支え合いの活動や取組を活かしながらこれからの「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事ができるようなまちづくり」を一緒に考えていきましょう！

日時 2月27日（土） 14:00～16:00（開場 13:30）

会場 中央公民館 集会所 対象 市民、介護サービス事業所、介護サービス利用者など

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線 529



3月から介護保険の仕組みが変わります

「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります！

宜野湾市は、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、要介護状態となっても「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事ができるよう」介護予防・社会参加・新たな支え合いの仕組みづくりを進めるため、3月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始します。

総合事業の特徴

多様な主体による多様なサービスや支え合いの仕組み作り

高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO、ボランティア、事業所など、さまざまな人や団体の活動を支援しながら、高齢者に対するサービスの充実や新たな支え合いの仕組みづくりを推進します。

社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進

「心身機能」だけでなく、「参加」「活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続できることを目指します。

総合事業のサービス ～介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行～

現在の予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）を総合事業に移行し、市の事業として、多様な形で実施します。

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の要支援者に対するサービス（介護予防福祉用具貸与など）は変更ありません。

